

労働基準法第 32 条の 4 の変形労働時間制の節電対策のための
特例の対象となる事業場であることの確認書

平成 年 月 日

事業場名

(所在地)

当事業場は、本年 7 月から 9 月までの期間を対象期間に含む労働基準法第 32 条の 4 に定める変形労働時間制を実施している事業場であって、今般の電力需要抑制の実施に伴い、変形労働時間制を当初の計画通りに実施することが著しく困難となったため、以下の 1 から 4 のいずれかの対応を行う事業場です。

以下の 1 から 4 のいずれかにレ点を付した上で、変形労働時間制の変更・解約により実施する節電対策の概要と当該対策を必要とする理由を【節電対策の概要とその理由】の欄に記載すること。

- 1 . 7 月から 9 月までの期間における労働日数や労働時間数を変えることなく、労働日数や労働時間の配分を変更すること
(所定休日を平日に変更すること等)
- 2 . 7 月から 9 月までの期間における労働日数や総労働時間を当初の計画から減少させること
- 3 . 東京電力及び東北電力の管内の事業場の生産活動の減少等を補うため、7 月から 9 月までの期間における労働日数や総労働時間を当初の計画から増加させること
- 4 . 上記以外の場合であって、東京電力及び東北電力の管内の事業場における節電対策の実施の影響により、7 月から 9 月までの期間以外の期間における労働日数や総労働時間等を当初の計画から変更すること

【節電対策の概要とその理由】

節電対策の概要とその理由が確認できる資料を添付する方法によっても差し支えない。

4 . の場合は、東京電力及び東北電力の管内の事業場の節電対策による当該事業場への影響、それに伴い 7 月から 9 月以外の期間のみの労働日数等を変更する必要性をより具体的に記載すること。